

保存期間 5 年

通達乙交規第126号

令和 2 年 1 月 23 日

本部内各部課長
警察学校長 殿
各警察署長

茨城県警察本部長

高齢運転者等標章管理業務取扱要領の制定について

高齢運転者等標章の交付申請にかかる事務については、高齢運転者等標章の交付申請の取扱いについて（平成22年3月19日付け通達乙規制第415号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、この度、高齢運転者標章の適切な管理の観点から、同要領の一部を改め、別添のとおり「高齢運転者等標章管理業務取扱要領」を制定し、令和2年2月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、旧通達は、令和2年1月31日限り、廃止する。

記

改正の要点

1 高齢運転者等標章の管理

高齢運転者等標章の交付を受けた者が、運転免許の取消し又は失効した場合に同標章の返納を促すこと、交付後約1年半を経過しても同標章が返納されない妊娠等の事由による同標章の交付を受けた者に対する確認など、交付済みの高齢運転者等標章について、適切に管理することを定めた。

2 交付までの所要日数

新規申請に係る高齢運転者等標章の交付までの所要日数を7日間（休日を除く。）としていたが、交通規制課への送付に要する日数を考慮し、同様の手続である駐車禁止除外指定車標章、通行禁止除外指定車標章の標章交付までの標準処理期間である20日間（休日を除く。）に合わせ変更する。

3 取扱簿の廃止

各取扱簿については、総合交通規制許可管理システムにおいて出力される交付簿と内容が重複していることから、同取扱簿を廃止する。

別添

高齢運転者等標章管理業務取扱要領

1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年制令第270号。以下「令」という。）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）に基づき、警察署長（以下「署長」という。）が行う高齢運転者等標章（規則別記様式第1の3の3。以下「標章」という。）の管理業務の取扱いについて必要な事項を定める。

2 定義

この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 高齢運転者等

法第45条の2第1項の規定により、普通自動車対応免許を受けた者で次のいずれかの要件に該当する者をいう。

ア 70歳以上の者（法第45条の2第1項第1号）

イ 聴覚障害又は肢体不自由を理由に免許条件を付されている者（法第45条の2第1項第2号又は第3号）

ウ 妊娠中又は出産後8週間以内の者（法第45条の2第1項第3号）

なお、仮運転免許及び国際運転免許は、普通自動車対応免許に該当しないため標章交付対象者から除外される。

(2) 高齢運転者等専用駐車区間制度

法第45条の2第1項の規定により、高齢運転者等が、都道府県公安委員会に届け出た規則第2条に規定する普通自動車を運転し、同委員会の交付する標章を当該自動車の前面の見やすい場所に掲示した場合は、法第44条の規定による停車及び駐車を禁止する道路の部分又は法第45条第1項の規定による駐車を禁止する道路の部分の全部又は一部について、道路標識等（指示標識「高齢運転者等標章自動車駐車可」（402の2）又は「高齢運転者等標章自動車停車可」（403の2））により停車又は駐車をすることができる制度をいう。

(3) 高齢運転者等専用駐車区間等

高齢運転者等専用駐車区間、高齢運転者等専用停車区間、高齢運転者等専用時間制限駐車区間を総称した高齢運転者等専用駐車場所をいう。

3 標章交付申請者

法第45条の2第1項に定める高齢運転者等標章自動車の届出及び標章の交付の申請（以下「新規申請」という。）の申請者は、原則として本人とする。ただし、親族等が代理申請する場合は、申請者本人の運転免許証や母子健康手帳（以下「運転免許証等」という。）の原本を提示し、当該申請が申請者本人のものであることが確認できる場合は、代理人による申請であってもこれを受理する。

この場合においては、申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）の摘要欄に代理による申請である旨及び代理人の氏名、続柄等を記載させる。

4 申請の受理

(1) 事前相談の取扱い

新規申請、記載事項の変更届出又は再交付申請を行おうとする者から申請手続、申請書等の記載要領、疎明資料その他に関する相談、問い合わせがあった場合には

- ア 2(3)に示す高齢運転者等としての該当性
- イ 3に示す標章交付申請者としての該当性
- ウ 申請書等の様式の適合性
- エ 申請書等の記載事項の充足性
- オ 当該申請に必要な書面の充足性

等について、適切に助言する。

(2) 申請書等の提出先

申請書等の提出先は、申請者の住所地を管轄する警察署とする。

(3) 提出書類

ア 標章交付申請に用いる様式

新規申請に用いる様式については、高齢運転者等標章申請書（規則別記様式第1の3の2。以下「申請書」という。）により申請する。

イ 申請書の提出部数

申請書の提出部数は、正副2通とする。

ウ 疎明資料

申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を提示させて2(3)に示す標章交付対象者に該当するか確認する。

なお、疎明資料については確認後申請者に確実に返却する。

(7) 運転免許証（原本）

(イ) 当該申請に係る普通自動車の自動車検査証（写しも可）

当該普通自動車が令第22条第1号のミニカーであるときは、自動車検査証に代わり、各市町村が発行する軽自動車税納付証明書又は標識交付証明書の提示を受け確認する。

なお、当該自動車の使用者、所有者及び使用の本拠の位置は申請者の住所氏名であることは問わず、1申請あたり複数台の記載も可能とする。

(ウ) 妊娠中又は出産後8週間以内の者にあつては、妊娠の事実又は出産の日を証するに足りる書類（母子健康手帳、医師作成による妊娠証明書、戸籍謄本等の原本）

ここにおいて、「出産」とは、妊娠4か月以上（1か月は28日として計算する。したがって、4か月以上というのは、85日以上のことである。）の分娩とし、早産、死産（流産及び人工妊娠中絶）を含む。

出産後8週間を経過する前に新たに妊娠し引き続き標章が必要とする者に対しては、新たに「妊娠の事実を証明するに足りる書類」を提示して再度新規申請させる。

5 標章の記載事項変更の届出

(1) 記載事項変更届出の様式

交付を受けた標章の記載事項を変更する必要がある場合は、高齢運転者等標章記載事項変更届（規則別記様式第1の3の4。以下「記載事項変更届」という。）により、当該標章を交付した警察署に届出させる。

(2) 記載事項変更届の提出部数

記載事項変更届の提出部数は、1通とする。

(3) 疎明資料

当該変更内容が判明する疎明資料（運転免許証、自動車検査証、住民票等）の提示を受ける。

なお、疎明資料については確認後申請者に確実に返却する。

(4) 他の都道府県からの転居者の取扱い

他の都道府県公安委員会から標章を交付されている者が転居してきた場合は、

記載事項変更として取り扱う。

6 標章の再交付申請の受理

(1) 標章の再交付申請の様式

交付を受けた標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、高齢運転者等標章再交付申請書（規則別記様式第1の3の5。以下「再交付申請書」という。）により、当該標章を交付した警察署に申請させる。

(2) 再交付申請書の提出部数

再交付申請書の提出部数は、1通とする。

(3) 疎明資料

再交付申請書に汚損又は破損した標章は返却させる。ただし、当該標章を亡失し、又は滅失した場合にあっては、疎明資料（4(3)ウに掲げる書類と同様）の提示を求めて2(3)に示す高齢運転者等要件の該当性を再度確認する。

なお、疎明資料については確認後申請者に確実に返却する。

(4) 記載事項変更届出を伴う場合

再交付申請に記載事項変更届出を伴う場合は、記載事項に変更が生じたことを証する書面を添えた再交付申請書の提出により、申請及び届出を受けることができるものとする。この場合には、再交付申請の理由欄に、再交付申請の理由と共に記載事項変更の内容及び理由を記載させる。

7 標章の作成交付

(1) 公安委員会への申請書の送付

新規申請を受理したときは、高齢運転者等標章の交付申請について（別記様式第1号）に申請書1通を添えて、交通規制課長を経由して、茨城県公安委員会宛てに送付する。ただし、記載事項変更及び再交付に係る申請については、署長が標章を交付する。

(2) 標章の作成

標章は、総合交通規制許可業務端末装置（以下「業務端末装置」という。）により、警察署で作成するものとする。

なお、業務端末装置で作成する際、標章の登録（車両）番号欄は申請の登録（車両）番号をすべて記入した後、空白部分に「以上〇台」と記入したうえで印刷し、交付後の追記による変造を防止するための措置を施すこと。

(3) 標章の交付

ア 標章は、原則として申請者本人に交付する。

なお、本人に交付できない場合は、親族等の代理人に交付する。

イ 掲示方法等の教示

標章の交付に際し、標章の掲示方法及び標章裏面の注意事項等について申請者に教示する。

ウ 郵送での交付は行わない。

(4) 交付までの所要日数

ア 新規申請

新規申請に係る標章の交付までの所要日数は、原則として20日間（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条第1項に規定する休日を除く。）とする。

イ 記載事項変更届出及び再交付申請

記載事項変更届出及び再交付申請については、警察署において速やかに業務端末装置により新規登録を行い、交通規制課を経由し審査のうえ、新しい標章番号を付した標章を作成し即日交付する。

(5) 標章の有効期間

標章には、有効期間は設けない。

(6) 標章の適用地域

標章の適用地域は、全国とする。

8 標章の管理

(1) 標章の交付を受けた者が、次のいずれかに該当することとなったときは、標章を速やかに返納しなければならない。

ア 普通自動車対応免許が取り消され、又は失効したとき。

イ 再交付を受けた場合に、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

ウ 妊娠中又は出産後8週間以内の期間に該当しなくなったとき。

なお、茨城県公安委員会及び他都道府県公安委員会交付の標章の返納があった場合は、高齢運転者等標章の返納について（別記様式第2号）に当該標章を添えて交通規制課宛て送付する。

(2) 交付済みの標章については、次により管理する。

ア 法第45条の2第1項第1号（70歳以上）に該当する者に対し交付した標章
標章の交付を受けた者について、当該者の運転免許の取消し又は失効が判明
した場合には、本人やその家族等へ連絡し、標章の返納を促す。

なお、本人の死亡等のため、家族等へ返納を求める際は、容易に発見できな
い場合もあることから、返納は受けられなくても業務端末装置で当該データの
削除を行い、家族等に対しては可能な範囲の協力を求める。

イ 法第45条の2第1項第3号（妊娠中又は出産後8週間以内）に該当する者に
対し交付した標章

交付後、約1年半以上返納がない場合は、本人等へ連絡を行い、同号に規定
する事由の存否について確認する。

なお、交通規制課長は当該事由に該当する者がいる場合に限り、業務端末装
置を用いて同対象者を抽出し高齢運転者等標章返納確認対象者通知書（別記様
式第3号）を当該署長宛て送付する。送付時期は、毎年1月と7月の2回とす
る。

9 関係公安委員会への通知等

(1) 関係公安委員会への通知

標章の交付を受けている者から、次に掲げる届出等があった場合は、交通規制
課標章交付事務担当係で高齢運転者等に標章を交付した他都道府県警察本部の標
章交付事務担当係にその旨を通知する。

ア 住所の変更後の住所地を管轄する茨城県公安委員会への再交付申請又は記載
事項変更届出

イ 他都道府県公安委員会発行の標章の返納

(2) 標章の処分

不要となった標章の処分は、交通規制課において行う。

10 文書保管

本業務に係る書類の文書保管期間は暦年管理で1年とする。

<別記様式略>